

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

11月30日発行

Vol.573

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

11/22 火

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

南相馬市金婚祝賀会

11月22日、ブライダル&ホテル ラフィーヌにおいて、南相馬市金婚祝賀会を開催しました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・南相馬市金婚祝賀会 ----- 2
- ・南相馬市議会議員一般選挙
当選証書付与式 ----- 2
- ・施設めぐり ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 4
- 双葉町 ----- 5
- 大熊町 ----- 10
- 双葉地方広域市町村圏組合 ----- 9
- 福島県 ----- 12

●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類
「生命・身体的損害に係る賠償」
の発送について ----- 14

11/22 火

南相馬市金婚祝賀会

11月22日、市は、ブライダル&ホテル ラフィーヌにおいて、南相馬市金婚祝賀会を開催しました。当日は、結婚50年の節目を迎えるご夫婦など計34組67人にご出席いただき、代表者へ賀寿状などが手渡されました。

来賓祝辞後、原町ひばりハーモニカ愛好会による演奏やよつば保育園の園児によるダンスが披露されました。



11/21 月

南相馬市議会議員一般選挙当選証書付与式

11月21日、市役所議場において、当選証書付与式が執り行われ、選挙管理委員会山澤委員長から第5回南相馬市議会議員一般選挙で当選した22人に、当選証書が手渡されました。任期は12月1日から4年間です。



11/18 金

施設めぐり

市では、市内の公共施設などをバスで巡って見学し、市民の方に市政への理解を深めてもらう「施設めぐり」を11月18日に開催しました。

今回の施設めぐりでは、市消防・防災センターや福島ロボットテストフィールドのほか、北泉のメモリアルパークや市健康福祉センター「ゆらっと」などを見学しました。



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [11/25~12/2]

- 毎時00分~ オープニング&今週の番組
- 02分~ 令和4年度原町区・小高区合同小中学校音楽祭 (*)
- 06分~ 道の駅『南相馬』開駅15周年 記念感謝祭
- 15分~ 令和4年度原町区・小高区合同小中学校音楽祭 (*)
- 19分~ 生涯学習チャンネル おやこでチャレンジ! はじめてのえいご
- 31分~ 令和4年度原町区・小高区合同小中学校音楽祭 (*)
- 39分~ 月刊 図書館通信 12月号
- 47分~ お家でできる軽体操 ~肩こり予防編~
- 51分~ 四季百景 ~南相馬 秋景山水を往く~
- 56分~ 南相馬市議会定例会 放送日程のお知らせ
- 59分~ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまくん

(*) 音楽祭の番組は1時間ごとに放送される学校が入れ替わります。



南相馬市からのお知らせ

骨粗鬆症予防

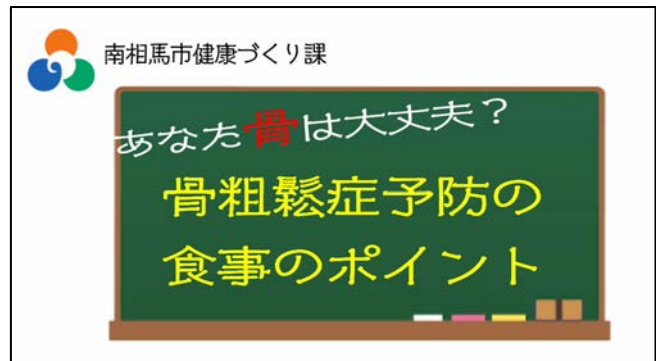
11月28日HP更新

骨粗鬆症は、骨量が減って骨が弱くなり骨折しやすくなる病気です。骨折は寝たきりの原因となったり、背が曲がるなどQOL（生活の質）に大きく関連します。

骨粗鬆症予防には「食事」と「運動」のどちらも大事です。

下記の動画では、骨粗鬆症を予防する食事のポイントとカルシウムたっぷりのレシピを紹介しています。ぜひ参考にしてみてください。

<https://youtu.be/MBLGkiJkRpI>



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康企画係

TEL 0244-23-3680



浪江町からのお知らせ

YouTube浪江町公式
「なみえチャンネル」から

震災後初めて！浪江町産の「梨」が復活！

11月24日公開

浪江町で梨園を再開し、震災後初めて「梨」を出荷した笠井さん。再開したきっかけや初出荷した「梨」の感想などを伺いました。

<https://youtu.be/tMghUTAeAQ0>





双葉町からのお知らせ

町内への帰還に伴う移転（引っ越し）費用を補助します！

～双葉町ふるさと帰還等支援事業のご案内～

11月29日HP更新

町では、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた町民の皆さまの町内への帰還促進を図るため、避難先住宅等から町内の自宅等へ移転（引っ越し）に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

注意 町外間での移転、二地域居住の方は対象外です。

補助対象者

県内外の「避難先住宅等」から町内の「自宅等」へ移転（引っ越し）を完了した世帯の代表者で、以下の要件を満たす者

- (1) 平成23年3月11日時点で双葉町に居住していた
- (2) 令和7年3月31日までに町外の避難先住宅等から町内の自宅等へ移転が完了している
- (3) 他の事業による移転費用の補助を受けていない
- (4) 応急仮設住宅等で不適切な入居が認められない
- (5) 二地域居住でない
- (6) 町税等の滞納がない

●避難先住宅等とは

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、福島県または福島県からの事務の委任を受けた市町村もしくは応援要請を受けた他の都道府県が応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅、UR賃貸住宅を含む）、公営住宅、公務員宿舍等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅等および双葉町外に建設、購入または賃借している住宅

●自宅等とは

平成23年3月11日時点において現に居住していた双葉町内の住宅、双葉町内への移転に伴い新たに建設、購入または賃借する住宅、災害公営住宅等

補助対象経費

- (1) 家財道具の運搬のため引越業者または作業を依頼した者等に支払った費用
- (2) 家財道具の運搬のため利用した車両等の賃借料
- (3) 家財道具の運搬のため利用した車両の燃料費
- (4) 家財道具の運搬のため購入した消耗品費
- (5) 移転先までの移動にかかる交通費、燃料代
- (6) 不要となった家財道具の処分にかかる手数料
- (7) 電話の移転手続きにかかる費用

次ページへ続きます

補助金額

避難先住宅等所在地	補助金額	
	複数世帯	単身世帯
県内	100,000円	80,000円
県外	150,000円	100,000円

- 備考**
- ・ 避難先住宅等所在地は、自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等の所在地をいう。
 - ・ 複数世帯と単身世帯の区別は、自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等から自宅等への移転が完了した人数によるものとする。

手続きの流れ

① 町内の自宅等への移転（引っ越し）完了

町外の避難先住宅等から、町内の自宅等へ

② 交付申請書を提出

所定の様式に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、提出してください。

- 双葉町ふるさと帰還等支援事業補助金交付申請書兼自宅等移転完了報告書兼請求書（様式第1号）
- 自宅等移転後の公共料金の領収書等の写し（様式第2号へ貼付）
- 避難等の経過申告書（様式第3号）

※ 上記のほかに、申請内容の確認に必要な書類の提出を求める場合があります。

③ 補助金の交付決定

申請内容を審査し、交付するものと認めたときは「交付決定・確定通知書」を申請者に送付します。

④ 補助金の支払い

交付決定後、ご指定の口座に振り込みます。

申請等様式

【様式第1号：補助金交付申請書】

- [Word] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/01-2.docx>



次ページへ続きます 

● [PDF] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/01.pdf>



● 記載例 [PDF] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/01rei.pdf>



【様式第2号：公共料金の領収書等貼付台紙】

● [Word] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/02.docx>



● [PDF] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/02.pdf>



● 記載例 [PDF] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/02rei.pdf>



【様式第3号：避難等の経過申告書】

● [Word] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/03.docx>



● [PDF] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/03.pdf>



● 記載例 [PDF] <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14165/03rei.pdf>



【書類提出先・問い合わせ先】

〒979-1475 双葉町大字長塚字町西73-4

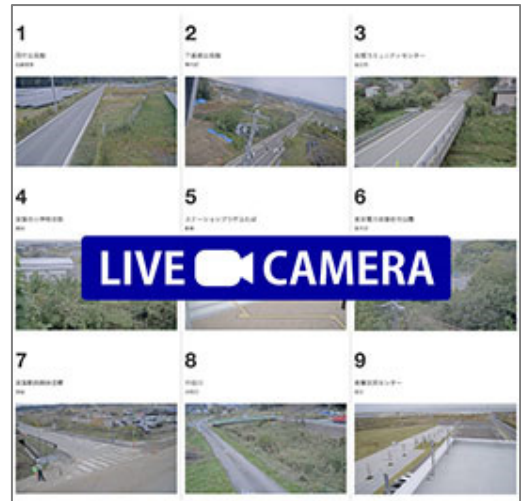
双葉町役場 住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町防災ライブカメラ配信の終了について

11月29日HP更新

防災ライブカメラについては、災害時の河川状況や道路状況などを確認することを目的として、町内14箇所に設置しておりましたが、機器の撤去が行われることから令和4年11月末をもって、ライブ映像の配信を終了させていただきます。



問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町民の避難状況（10月31日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	13	福井県	2	広島県	3
青森県	18	山梨県	14	山口県	3
岩手県	10	長野県	13	徳島県	-
宮城県	244	岐阜県	7	香川県	-
秋田県	12	静岡県	27	愛媛県	5
山形県	18	愛知県	12	高知県	-
茨城県	453	三重県	1	福岡県	9
栃木県	151	滋賀県	1	佐賀県	3
群馬県	37	京都府	12	長崎県	5
埼玉県	754	大阪府	8	熊本県	1
千葉県	160	兵庫県	2	大分県	4
東京都	361	奈良県	1	宮崎県	4
神奈川県	164	和歌山県	-	鹿児島県	12
新潟県	120	鳥取県	1	沖縄県	4
富山県	10	島根県	13	国外	6
石川県	11	岡山県	4	合計	2,713

(前月 2,717)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	228	鏡石町	15	広野町	37
会津若松市	41	天栄村	3	楡葉町	14
郡山市	612	下郷町	2	富岡町	11
いわき市	2,130	只見町	2	川内村	3
白河市	177	猪苗代町	4	大熊町	4
須賀川市	64	会津坂下町	12	双葉町	10
喜多方市	6	会津美里町	2	浪江町	6
相馬市	53	西郷村	30	葛尾村	1
二本松市	16	泉崎村	8	新地町	8
田村市	15	中島村	2	合計	3,933
南相馬市	265	矢吹町	23		(前月 3,937)
伊達市	14	棚倉町	14		
本宮市	43	埴町	7		
桑折町	4	平田村	4		
川俣町	1	三春町	30		
大玉村	11	小野町	1		

避難者総数

6,646

(前月 6,654)



公立双葉准看護学院

公立双葉准看護学院は、一般入学試験を実施します。地域に寄り添う看護のプロを目指しましょう。

■募集人員

30人

■修業年限

2年（全日制）

■受験料

1万円

■受験資格

中学校卒業以上の者

（令和5年3月卒業見込を含む・年齢不問）

■出願期間

令和5年1月5日（木）～26日（木）必着

（土・日、祝日を除く 午前9時～午後4時30分）

■試験日

令和5年2月2日（木）

■試験科目

筆記試験（国語）、作文、面接



【出願・問い合わせ先】

公立双葉准看護学院

〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-76

TEL 0244-32-0990

メールアドレス:futajyun-kango@aioros.ocn.ne.jp



大熊町からのお知らせ

子育て支援住宅の入居者を募集します

(町内・町外出身を問いません)

11月24日HP更新

町は、令和5年4月の入居開始を目指して町内大川原地区に整備している「大熊町子育て支援住宅」の入居者を募集します。

大熊町子育て支援住宅は、大熊町へ帰還する方や移住・転入を予定している方のうち、18歳までの子（※）と同居する子育て世帯を対象に案内するものです。町内・町外出身問わず、どなたでも申し込みます。

入居を希望する方は募集要項を確認のうえ、期間内に申請してください。

※ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

▶ 募集要項 [PDF]

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/7691.pdf>



入居要件

次の(1)～(5)をすべて満たしていること。

(1) 世帯全体の政令月収が487,000円以下であること

政令月収とは、公営住宅法施行令に基づき入居者全員の1年間の所得の合計額から控除額を差し引いた後、12カ月で割ることにより算出します。

$$\text{政令月収} = (\text{所得金額} - \text{控除額}) \div 12$$

(2) 同居者に18歳までの子（※）がいる子育て世帯であること

※ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。

(3) 次のすべてを満たしていること

- ・町税などの滞納がない。
- ・過去に町営住宅などに入居していた場合、家賃の滞納がない。
- ・入居名義人（代表者）および同居者が暴力団員でない。

(4) 入居開始後、14日以内に転居届を町長へ提出することを確約し遵守すること
(避難指示が継続されている方は除く。)

(5) 当該住宅に現に居住することを確約し、遵守すること

募集期間

12月1日（木）～令和5年1月10日（火）（当日消印有効）

次ページへ続きます

募集住宅

団地名	大熊町子育て支援住宅		
住宅形態	2階 戸建て	間取り	3LDK
募集戸数	6戸	駐車場	1戸に普通車2台分
住所	大熊町大字大川原字南平1930-3		



- ※ ペットは室内でのみ飼育できます。
- ※ 家賃は収入に応じて決定されます。

入居時期

入居可能日は、令和5年4月1日を予定しています。
ただし、3月に鍵を引き渡し、入居準備できるようにする予定です。

必要書類 ※最新の証明書類を提出してください。

■すべての方

- (1) 子育て支援住宅入居（駐車場使用）申込書 [PDF]
<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/7679.pdf>

※子育て支援住宅入居（駐車場使用）申込書（記入例） [PDF]
<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/7680.pdf>

- (2) 住民票謄本（入居代表者と同居者の関係性のわかる住民票）
(3) 所得・課税・扶養証明書（18歳以上の入居者予定者全員分）
(4) ④納税証明書（18歳以上の入居予定者全員分）

■該当する方

- (5) 入居予定者以外で扶養親族者がいる場合、それを証明できる書類
(6) 障がい者がいる場合、障がい者手帳など障がいの程度がわかる書類（写し）
(7) ひとり親、寡婦、寡夫の方は、それを証明できる書類
(8) 駐車場の使用申し込みがある場合、車検証の写し

申込書以外に必要な提出書類は、「申し込みにあたっての確認事項」をご確認ください。

- ▶ 申し込みにあたっての確認事項 [PDF]
<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/7690.pdf>

問い合わせ

生活支援課 生活支援係

TEL 0240-23-7444

福島県からののお知らせ

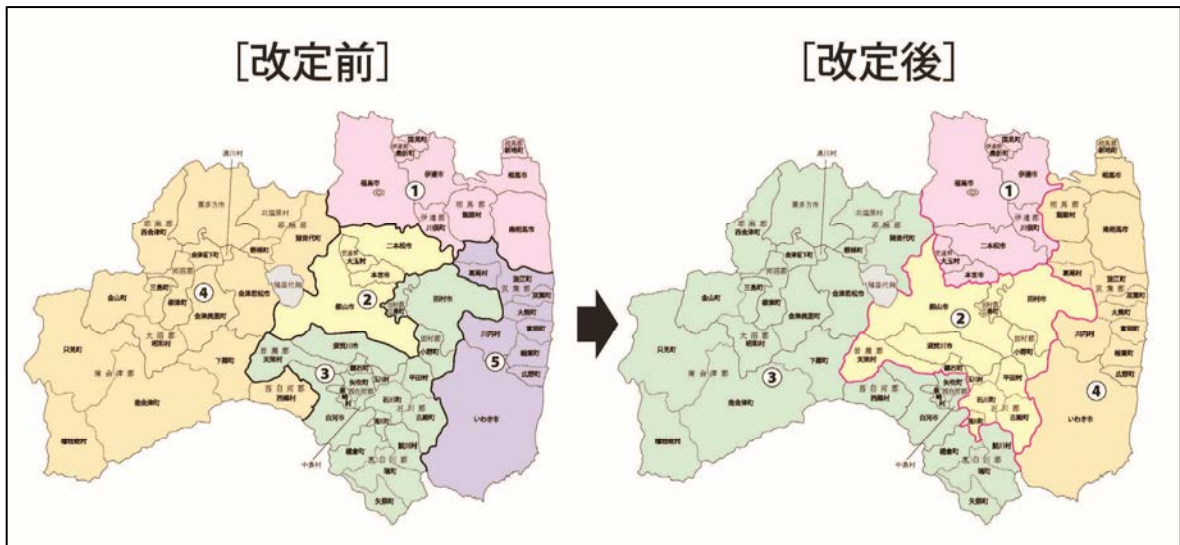
衆議院小選挙区の区割り改定等について

11月30日HP更新

衆議院小選挙区の一票の格差を是正するため、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告に基づき公職選挙法の一部が改正され、小選挙区の区割りが改定されました。

福島県の状況

福島県の選挙区数は1減し、4選挙区となりました。



	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区		
旧選挙区	福島市 伊達市 伊達郡	相馬市 南相馬市 相馬郡	郡山市 二本松市 本宮市 安達郡	白河市 西白河郡 泉崎村 中島村 矢吹町 東白川郡	須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 西郷村	いわき市 双葉郡
	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	会津若松市 白河市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡	いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡			
新選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区			

次ページへ続きます

福島県が区割り改定の対象となった要因

- 平成28年に成立した衆議院選挙制度改革関連法により導入が決まった、いわゆる「アダムズ方式」により、10年に一度の大規模国勢調査に基づき各都道府県の定数が算定されます。
- 令和2年国勢調査における日本国民の現住人口を「アダムズ方式」で算定した結果、本県の定数は「4」となり、県全体での見直しが必要となりました。

改定前の本県選挙区の状況

・ 第1区	人口	473,272人	格差	1.727
・ 第2区	人口	417,247人	格差	1.523
・ 第3区	人口	307,386人	格差	1.122
・ 第4区	人口	275,552人	格差	1.006
・ 第5区	人口	346,827人	格差	1.266

※ 「格差」は、全国の最小選挙区である鳥取県第2区（273,973人）との比較です。

※ 上記の人口は「住民基本台帳の人口」とは異なります。

区割りの基準

令和4年2月21日に衆議院選挙区画定審議会が決定した「区割り改定案の作成方針」は次のとおりです。

- ▶ 区割り改定案の作成方針 [PDF]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/542565.pdf>



全国の状況

今回の改定で25都道府県、140選挙区の区割りが改定となりました。【10増10減】

適用日

今回の法改正は、令和4年11月28日公布、同年12月28日に施行され、施行日以後に初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。

なお、総選挙より前に告示される補欠選挙については、現行の区割りに基づいて執行されます。

その他の改正

比例代表選挙区（ブロック）の定数も「アダムズ方式」により見直されました。【3増3減】

これに伴い、東北ブロックの定数は、13人から1人減の12人となります。

※ 東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

TEL 024-521-7062

個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」 の発送について

11月28日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間：2022年9月1日から2022年11月30日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：12月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎ 0120-926-404 午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）



新潟県

高齢者等の命と健康を守るため
基本的感染対策を実施

新型コロナ 県民の皆様へのお願い

- ✓ **基本的な感染防止対策**を徹底
- ✓ **積極的なワクチン接種**を（特に**高齢者**と**小児**）
- ✓ **抗原定性検査キットによる自己検査・陽性者登録・フォローアップセンターの活用**を
- ✓ **体調不良時は**・・・
 - ・出勤や登校を**しない**
 - ・飲み会やイベント**不参加**を徹底
（家族が濃厚接触者や体調不良の場合も不参加）
- ✓ 家庭内でも**こまめな換気**を

三条市に避難している
世帯数と人数(2022.11.30現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511